小田原税務署からのお知らせ

小田原税務署の確定申告期間2月16日(木)~3月15日(木)

~確定申告は正しくお早めに~

)確定申告が必要な方

- ・給与所得者で、給与の年収が2,000万円を超える方
- ・給与所得者で、給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
- ・給与所得者で、2か所以上から給与を受けている方
- ・平成23年中の各種所得(事業・不動産・譲渡など)の合計額が、所得 税の各種控除額(基礎控除、扶養控除など)の合計を超える方
- ・平成23年の中途で退職して、年末調整を受けず、その後他の所得の ない方 など

)小田原税務署の確定申告の相談・受付期間

2月16日(木) ~ 3月15日(木)

※土、日を除きます。ただし、2月19日(日)、26日(日) は業務を行い

午前8時30分~午後5時(申告の相談は午前9時から開始します) (内容) 確定申告書作成のアドバイス及び申告書の受付

※混雑の状況などにより、受付を早めに終了することもあります。 ※2月19日(日)、26日(日)は、電話による相談は行っておりません。

▼町役場税務住民課でも申告書を受け付けます。

役場 1 階会議室 期間: 2月16日(木)~3月9日(金)(土・日除く) 期間: 2月13日(月)~2月15日(水) 詳細は2月1日発行の「おしらせ号」をご覧ください。

- ・申告用紙は、1月23日(月)から2月15日(水)までは税務住民課窓口 で配布、2月16日(木)からは申告会場で配布します。
- ・事前に添付書類 (領収書など) の整理や計算をされると、より迅速 に申告ができます。

○休日などに申告書を提出する場合

- ①休日や受付時間外に申告書を提出する場合は、小田原税務署正面脇 の「時間外収受箱」に投かんしてください。
- ②申告書は、郵送で税務署へ提出することもできます。控えが必要な 方は、宛名を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。 小田原税務署 〒250-8511 小田原市荻窪440

)納税は便利な振替で

所得税の納期限は、3月15日(木)です。所得税・消費税・地方消 費税の納付は、安全便利で確実な振替納税をご利用ください。また、 金融機関や税務署に備え付けの「領収済通知書」を使用して、直接現 金での納付もできます。

→ 国税庁ホームページ(HP)で確定申告書等が作成可能

国税庁ホームページには、24時間いつでも申告書等が作成できる「確 定申告書等作成コーナー」があります。このコーナーでは、所得税の 確定申告書が作成でき、e-Taxを利用して送信(提出)できます(確 定申告期間は24時間送信できます)。また、作成した申告書等は印刷し て、そのまま税務署に提出することができます。※e-Taxを利用いた だくためには、事前の手続きが必要です。詳しくは国税庁ホームペー ジ(http://www.nta.go.jp)をご覧ください。



詳しくは

国税庁

検索

【問合せ】小田原税務署 ☎(35) 4511

所得税・事業税・住民税申告相談会

所得税の確定申告書の書き方や、個人事業税や住民税(町県民税)の申告相 談などを行います。相談を希望する方は、収入金額、必要経費や所得金額の分 かるもの、確定申告の書類、印鑑など申告に必要なものをお持ちください。

- **日 時** 2月2日(木)午前9時30分~12時、午後1時~4時
 - ※受付は、相談終了時刻(午前・午後)の1時間前に締め切ります(混雑 の状況で早めに締め切ることもあります)。
- 場 所 町民文化センター展示ホール

【問合せ】税務住民課町民税係 ☎(83) 1224

青色申告会による確定申告無料相談会

青色申告会では、所得税や消費税などの確定申告指導会場を 開設し、申告指導を無料で行います。

- **日 時** 2月1日(水)~3月15日(木)
 - ※土・日・祝日も実施します。
 - 午前9時~午後5時(受付は午後4時30分まで)
- 場 所 青色会館 5 階大ホール (旧県合同庁舎)
 - 小田原市本町2-3-24
 - ※小田原駅東口から徒歩10分
 - ※どなたでも無料でご利用いただけます。
 - ※税理士による相談コーナー、キッズコーナーも設置してい ます。
 - ※確定申告用紙など、関係書類を用意しています。
 - ※贈与税(現金以外)、相続税、土地・建物・ゴルフ会員権の売却、 株式の売却、住宅借入金等特別控除のうち、土地の先行取得や 連帯債務によるものは、税務署でご相談ください。

【問合せ】小田原青色申告会事業課 ☎(24) 2614

税理士会による無料申告相談会

小規模納税者の方の所得税と消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所 得税の申告を対象として、次のとおり申告相談会を開催します。

- **日 時** 2月3日(金)午前9時30分~12時、午後1時~4時
 - ※受付は、相談終了時刻(午前・午後)の1時間前に締め切ります(混雑 の状況で早めに締め切ることもあります)。
- 場 所 町民文化センター展示ホール
 - ※譲渡所得(株の譲渡を含みます)のある方、所得金額が高額な方、住宅 借入金等特別控除を初めて受けられる方、相談内容が複雑な方、税理士 に依頼されている方はご遠慮ください。

【問合せ】小田原税務署 🏗(35) 4511

納付額証明書(普通徴収分)について

国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料

平成23年中に支払った「国民健康保険税」、「後期高齢者医療保険料」、 「介護保険料」の納付額証明書を1月下旬に郵送しますので、所得税などの 申告の際にお使いください。年金からの天引きにより納付している方(特別徴 収分)は、日本年金機構から送付される「源泉徴収票」をご利用ください。

税務住民課 国保年金係

(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料) 健康福祉課 高齢介護係(介護保険料)

7(83) 1225 **7** (83) 1226 【問合せ】小田原青色申告会事業課

「税金セミナー「

住宅取得と税金還付(ご案内)

住宅ローンをご利用の皆様、確定申告により税金の還付を 受けられる場合があります。

平成23年中に新たに住宅ローンを利用してマイホームを新築・ 購入(中古住宅含む)・増改築をした場合、一定の要件を満たすこ とで、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

日 時 平成24年1月21日(土)午前11時~12時30分

会 場 青色会館 5 階大ホール (旧県合同庁舎) 小田原市本町 2 - 3 - 24

申 込 参加費無料、予約制(先着100名)

☎(24) 2614 (税金セミナー係)